

審査基準整理票

処 分 名	緑地協定の変更の認可		
根 拠 法 令 名	都市緑地法	(条項)第48条第1項	
基 準 法 令 名	都市緑地法	(条項)第48条第2項において準用する第47条第1項	
所 管 部 署	都市計画部 公園緑地課 建設係		
標 準 処 理 期 間	30日	法定処理期間	一日
<p>【審査基準】 ・文書の名称【 】</p> <p>・掲載図書等【 】</p> <p>・内 容 <input checked="" type="checkbox"/>全部記載 <input type="checkbox"/>一部・項目のみ記載</p> <p>都市緑地法第48条第2項において準用する第47条第1項各号に該当することを基準とする。</p> <p>参考</p> <p>【根拠法令】 ○都市緑地法 (緑地協定の変更) 第四十八条 緑地協定区域内における土地所有者等(当該緑地協定の効力が及ばない者を除く。)は、緑地協定において定めた事項を変更しようとする場合においては、その全員の合意をもってその旨を定め、市町村長の認可を受けなければならない。</p> <p>【基準法令等】 ○都市緑地法 (緑地協定の認可) 第四十七条 市町村長は、第四十五条第四項の規定による緑地協定の認可の申請が、次の各号に該当するときは、当該緑地協定を認可しなければならない。 一 申請手続が法令に違反しないこと。 二 土地の利用を不当に制限するものでないこと。 三 第四十五条第二項各号に掲げる事項について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。 四 緑地協定において緑地協定区域隣接地を定める場合には、その区域の境界が明確に定められていることその他の緑地協定区域隣接地について国土交通省令で定める基準に適合するものであること。</p> <p>○都市緑地法施行規則 (緑地協定に定める事項の基準) 第十三条 法第四十七条第一項第三号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。 一 緑地協定区域は、その境界が明確に定められていなければならない。 二 保全又は植栽する樹木等の種類は、緑地協定区域内の土地の風土に適しており、かつ、当該樹木</p>			

等の保全又は植栽によって地域の住民等に危害を及ぼすおそれのないものでなければならない。

三 樹木等を保全又は植栽する場所は、中庭等専ら特定の者の鑑賞等の用に供する場所であってはならない。

四 保全又は設置する垣又はさくの構造は、当該緑地協定区域内の土地等の相互間の開放性を著しく妨げるものであってはならない。ただし、生け垣にあっては、この限りでない。

五 保全又は植栽する樹木等の管理に関する事項は、枝打ち、整枝、病虫害の防除その他これらに類する事項で、樹木等の保全に関連して必要とされるものでなければならない。

六 その他緑地の保全又は緑化に関する事項は、修景施設に関する事項（工場立地法（昭和三十四年法律第二十四号）第四条第一項の製造業等に係る工場又は事業場にあつては、植栽及び芝生の規模及び配置に関する事項を除く。）照明施設に関する事項その他これらに類する事項で、緑地協定区域内の環境の改善に寄与するものでなければならない。

七 緑地協定の有効期間は、五年以上三十年未満でなければならない。

八 緑地協定に違反した場合の措置は、違反した者に対して不当に重い負担を課するものであってはならない。

（緑地協定区域隣接地の基準）

第十四条 法第四十七条第一項第四号の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 緑地協定区域隣接地の区域は、その境界が明確に定められていなければならない。

二 緑地協定区域隣接地の区域は、緑地協定区域との一体性を有する土地の区域でなければならない。

（緑地協定の変更）

第四十八条

2 前二条の規定は、前項の変更の認可について準用する。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。